

## 総合特区指定確定のプロセス(第四次指定)

| 公募〆切        | 専門家G+事務局による書面審査<br>(1次評価)  | 検討会による総合評価<br>(2次評価)  | 検討会によるヒアリング<br>(3次評価)   | 推進本部  |
|-------------|--|---|---|---|
| 特区指定確定のプロセス | 4/30<br>5月上旬～6月下旬  | 7月上旬～7月中旬   | 8月7日・8日   | 9月上旬  |
| 審査内容        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 専門家G及び事務局による書面審査<br/>⇒ 定量的評価の結果(点数)のみを用いて、上記の区分に分類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討会による総合評価<br/>⇒ 専門家Gにより示されたヒアリング対象候補について、対象とするか否かについて、個別に審議。ヒアリング対象外及び足切分類の結果についても確認。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討会によるヒアリング<br/>⇒ 2次評価でヒアリング対象となった案件についてヒアリングを行い、検討会において指定対象として推薦すべきか否か等を評価。(指定推薦案(a)の決定)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推進本部による意見の決定<br/>⇒ 推進本部は、3次評価の結果等を踏まえ、指定案(A)及び推進方針案に関する意見を決定</li> </ul>  |
| 公表の有無・内容    | <p>公表</p> <p>提案書類全てをHPで公表</p>  | <p>非公表</p> <p>① ヒアリング対象<br/>② 1次評価の評価結果<br/>※ ヒアリング対象外及び足切分類については、分野別の件数のみ公表し、個別名は公表しない。<br/>③ 1次評価でヒアリング対象候補とされたものがヒアリング対象外に変更された案件については、その変更理由を整理</p> | <p>公表</p>   | <p>非公表<br/>(ヒアリングは公開)</p> <p>① 本部意見<br/>・ 指定案(A)(留保条件がある場合、これを含む。)<br/>・ 上記に係る推進方針案(区域ごと)<br/>・ 指定案(A)とした理由(個別)<br/>② 検討会の3次評価の結果<br/>③ 「①の指定案(A)」と「指定推薦案(a)」とで異なる場合の理由</p> |